

2013年9月28日

作成 弁護士 石井小夜子

中国残留邦人(通常「中国残留孤児」「中国残留婦人」と称されている。但し「残留」の呼称には厳しい意見あり。ここではとりあえず使う)

※ 「中国残留孤児」・・・厚生省の分け方で、敗戦当時12歳以下のもの(厚生労働省の統計でいう「孤児」は、それに「本人が自己の身元を知らない者」が加わる)

※ 「中国残留婦人」・・・同13歳以上のもの。厚生省は「自己の意思で残留したもの」としている(最近では「残留婦人等」とし「上記残留孤児以外の者」)。

※ 2013年5月31日現在 中国に残留する孤児は266人

(いまだ残留している残留婦人の統計はとっていない。古い数値・2003年1月1日現在 中国に残留するもの 残留孤児316人、残留婦人等250人)

※ 東京地裁判決は「長期未帰還者」と表現(戦争被害一般に帰さないという問題意識がこめられている)

## 第1 基本問題

### 1 満洲移民政策

1905年 日露講和条約締結・・・「南満洲鉄道とその付属地」移譲。

1931年9月18日 「満洲事変」勃発

1932年3月1日 「満洲国建国宣言」

同年8月16日 拓務省の満洲試験移民案、閣議通過

同年9月15日「満洲国」承認・・・「日満議定書」

同年10月 第一次満洲試験移民(武装移民)出発

1933年2月24日 国際連盟「満洲国不承認」決議

同年3月27日日本国際連盟脱退通告

1935年12月23日 満洲拓殖株式会社設立 移民用地の買収・経営に当る

1936年2月26日 2.26事件

同年8月25日 広田内閣「七大重要国策要綱」決定・・・「満洲開拓移民20年間に100万戸、500万人送出計画」

1937年7月7日 日中戦争始まる

同年8月3日 満洲拓殖株式会社、満洲拓殖公社に・・・大量移民実施のため、各県指導の下に各町村でその分村として、集団移民送出計画を遂行

拓務省「満洲移民第一期計画実施要綱」(「大陸の花嫁」送出も本格化へ)

同年11月30日 「満洲に対する青年移民送出に関する件」(満蒙開拓青少年義勇軍)閣議決定

1939年12月12日 「満洲開拓政策基本要綱」策定

1941年3月1日 国民学校令公布

同年12月8日 太平洋戦争はじまる

1942年1月6日 「満洲開拓第二期5ヵ年計画要綱」閣議決定

「満蒙開拓団」は対ソ戦の布陣でもあったが、1945年5月時点で、「満洲・内蒙古」における開拓団16万7091人、青少年義勇軍5万8494人(これは応召者除く数・当時の外務省の調査によると開拓民は約32万人)

#### 「大陸の花嫁」

1933年から具体化。拓務省中心になされてきたが、1939年1月になると拓務省・文部省・農林省三省が一体となって「花嫁100万人大陸送出計画」を打ち出す。1942年3月拓務省「満洲開拓女子拓殖事業対策要綱」、その実施をはかるための指導者用手引き「女子拓殖指導者提要」作成。これによると、この役割は、①民族資源確保のため先ず開拓民の定着性を増強すること②民族資源の量的確保と共に大和民族の純血を保持すること③日本婦道を大陸に移植し満洲新文化を創建すること④民族協和の達成上女子の協力を必要とする部分が多いこと、の4項目である。

#### 2 在満蒙邦人の遺棄・『残留邦人の発生』

ソ連の侵攻予測できたのに、「静謐保持」作戦のため開拓団は「案山子」としておかれる。

1945年5月30日 大本営「満鮮方面対ソ作戦計画要綱」・本土防衛のため、朝鮮半島及びこれに近接した「満洲」地域を絶対的防衛地域とし、「満洲」の4分の3(開拓地はほとんどこの地域)を持久戦のための戦場とすることを決定。この地域の防衛、邦人の保護を放棄

同年7月10日 在満邦人18歳以上45歳以下の男性を召集(根こそぎ動員)

同年8月9日 ソ連軍「満洲」侵攻

同年8月10日 大本営命令・朝鮮は防衛、「満洲」は放棄

同年8月14日 ポツダム宣言受諾・外務大臣「現地定着」方針等訓電

同年8月15日 日本の敗戦

同年8月17日 「満洲(帝)国」解体決議

その後も「現地定着・日本国籍離脱」方針打ち出す

(ソ連の侵攻、中国人民の抗日排日運動による被害。その中で何の指示も方策も示さない軍隊と日本。こうして多数が死亡、身を守るため、中国人の家庭に入る多数の残留者が発生)

#### 参考

表1 開拓民と非開拓民の間における死亡者数等についての差異

	全体	開拓民	非開拓民
終戦時在満邦人数(関東州含む)	1,550,000 人	270,000 人	1,280,000 人
敗戦に基づく一般邦人の死亡者数	176,000 人	78,500 人	97,500 人
何人に一人が死亡したか	8.81 人	3.44 人	13.13 人
死亡指数(非開拓民比)	1.49	3.82	1.00

(鍛冶到『「中国残留邦人」の形成と受入について』より)

## 現地定着・国籍離脱方針と当時の実情把握状況

1945年8月14日※1 外務大臣、在外公館宛 「3カ国宣言受諾に関する在外現地機関に対する訓令」・・居留民はできる限り定着する方針を執る。

1945年8月26日※1 (極秘)内務省管理局「外地在住内地人に対する当面の人心安定方策」・・在留内地人に対しては徒に早期且つ無秩序に引揚を決定せしむることなく当分冷静の態度を

1945年8月26日※2 大本営朝田参謀「関東軍方面停戦状況に関する実施報告」

窮状を察知していながら、「是も治安の快復・経済の安定に伴い、逐次良好なる状態に還るものと考え」と楽観的な見通し。今後の処置として「内地に於ける食糧事情及び思想経済事情より考えうるに、既定方針通り大陸方面に於いては在留邦人及び武装解除後の軍人はソ連の庇護下に朝鮮に土着せしめて生活を営む如くソ連側に依頼するを可とす」。その方法として、「ソ連指令により各々各自技能に応ずる定職に就かしむ」「現地に土着する者は日本国籍を離るるも支障なきものとす」

土着不可能なる場合として、「軍隊40万人、傷病兵3万人、在留邦人30万人計73万人を内地に輸送」・・残り(8月9日時点で軍人を除いて155万人と推定されていた。この報告でも135万人在住とあり)は、現地土着・国籍離脱方針

1945年8月29日※2 関東軍総参謀長 上記朝田参謀報告に対し、「全面的に同意なり」

1945年8月29日※1 大東亜省 「在支居留民利益保全対策の件(案)」・・在支居留民は支那に帰化する様取りはからうこと

1945年8月30日※1 駐満大使から重光外相宛電報・・現地の窮状を訴え

1945年8月31日※1 「戦争の終結に伴う在外邦人に関する善後措置要領(案)」

過去統治の成果を顧み将来に備え出来得る限り現地に於いて共存親和の実を挙げるべく

1945年9月24日※1 「海外部隊並びに海外邦人帰還に関する件」(次官会議決定)

海外部隊並びに海外邦人に対しては極力之を海外に残留せしむる為其の生命財産の安全・・

1945年10月 日本人居住民組織会長高崎達之助の密書(現地定着は不可能、地獄のような状況報告)東京に届く

※ 1は、2000年12月の外務省公開の外交文書

※ 2は、1993年、モスクワで発見

## 3 引揚状況と残留邦人

1946年3月6日 GHQ「引揚に関する基本指令」

同年5月5日 引揚第1船、出港

1949年10月1日 中華人民共和国成立。その3日後の引揚船入港以降集団引揚中断(中華人民共和国を承認しないことが原因。中国政府と引揚げを含む戦後処理の協議を拒否続ける)

1953年3月5日 北京協定(中国紅十字会と日本赤十字、日中友好協会、日本平和連絡会)・・集団引揚再開

1956年6月28日 天津協定(当事者は北京協定と同じ)

戦犯日本人軍人の釈放、残留婦人の里帰り等実施

こうした引揚措置でも→奥地において情報の入らなかった者や子どものできた女性や身元のわからな

い子どもは帰国できず・・残留孤児・残留婦人

1958年6月 岸内閣の中国敵視政策により日中国交断絶・引揚中断

1959年3月3日「未帰還者に関する特別措置法」公布・・多数の残留者がいるにもかかわらず、戦時死亡宣告で13600人の戸籍を抹消 そして多数の「自己の意思で帰還しない者」の認定

1972年9月29日 日中共同声明、国交正常化

→日本政府は帰国問題を傍観・・肉親探し帰国問題は民間のボランティアにより始められる

1975年 厚生省はじめて「中国残留孤児の公開調査」実施

1975年 法務省通達・・中国残留邦人は原則として外国人扱い(※裁判所は日本国籍認める扱い)

1981年 残留孤児の訪日調査開始

1982年 同伴する中国籍の夫についての帰国旅費援護

1984年 日弁連「中国残留邦人の帰国を促進する決議」

1984年 中国帰国孤児定着促進センター開所

中国残留日本人孤児問題の解決に関する日中口上書

1985年 身元未判明孤児のための「身元引受人制度」創設

1989年 身元判明孤児のための「特別身元引受人制度」創設

1991年 残留婦人にも「特別身元引受人制度」適用

1993年9月 残留婦人の強行帰国 このときはじめて、残留婦人も定着促進センターに

1993年12月 日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人の日本への里帰り又は永住の問題に関する協議の記録

1994年4月 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」

2001年12月 3人の中国帰国者が国家賠償訴訟提起(以後、各地で訴訟提起)

2007年11月 新支援法成立

#### 4 なぜ帰国が遅れたか

##### 問題の本質・・国は、個人の問題として処理

→帰国旅費申請は日本の親族がする、そのため日本の親族の協力なしには帰国不可能

→身元の判明しない孤児は帰国不可能であった。

→「元日本人」という「外国人」扱い・・入国に関しての身元保証制度等

※法務省は「自己の意思で中国国籍を取得」として外国人扱い。それに対し、裁判所は個別事件ではあるが(1000件以上のほぼ)、就籍ないし国籍確認訴訟で「日本国籍」認定

1985年 身元未判明の孤児のため「身元引受人制度」

→逆に身元判明者(孤児も婦人も)は、親族の同意等求められ、それが得られない場合帰国できない事態に

その後「特別身元引受人」制度を1989年に孤児、1991年に婦人適用(残留婦人への援護差別・・「自己の意思で残留した者」)。しかし、順番待ち、遅々として進まず1993年9月の残留婦人「強行帰国」問題

個人の問題ではない→帰国を国の責務と明記した「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が議員立法で制定

## 5 いわゆる「中国残留婦人問題」

「国際結婚」し「自己の意思で残留した」「元日本人」

長年援護の対象にならず・3及び4を見ること

・外国人と結婚した女性は日本人ではない、“相手の家に入った”という発想

日本人男の妻は日本人という発想 以下にその“思想”がよく表れている

※「中国からの引揚者に対する帰国旅費の国庫負担について（通知）」（1973年10月16日）

帰国旅費国庫負担の対象・「引揚者」及び「引揚者に準じるもの」

「引揚者」・・・日本の国籍を有し、終戦前（1945年9月2日前）から引き続き外地に居住していた者（これらの者を両親として終戦後外地において出生した者を含む。）であって、終戦後はじめて永住の目的をもって本邦に帰国する者。

「引揚者に準じる者」

(1) 引揚者に同伴する妻（内縁含む。）又は未成年の子で日本の国籍を有しない者

(2) 終戦前から引き続き外地に在住し、外国人と婚姻したことによって日本の国籍を失った元日本婦人及びその未成年の子

※中国で日本人として「外僑登録」していた残留婦人であるが、中国人と結婚したとして日本国籍なしとされ、帰国後「帰化」を余儀なくされるケースなど（※「帰化を余儀なくされた元中国残留婦人」に関して新支援における年金問題が出た）

## 6 帰国後の援護（新支援法までの問題点）

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」制定後も、有機的連携的な総合的施策なし

しかも、支援法は原則、中国残留邦人本人のみ

新支援策ができるまでの施策・・・一定の行政サービス

1984年にはじめて「中国帰国者定着促進センター」

日本語教育・就労・住宅・教育等、問題は山積み

居住地の制限（原則として身元引受人の住む地域に限定）

生活保障・老後保障は？

生活保護が「唯一の施策」？

これらの施策について⇒06年2月15日東京地裁判決

## 第2 残留邦人の国家賠償請求訴訟争点

(1)「奪われた人権を回復するため」に、2001年12月 3人の中国残留婦人提訴（残留婦人訴訟と称された）

以後残留孤児の多くが全国的に集団訴訟。残留孤児の8割が訴訟に

(2)「残留婦人」裁判の争点

- ① 国策として送出したうえ、置き去りにして、長年放置。帰国に際し、日本の親族の引受を要するなど条件付すことで帰国遅れた
- ② 帰国後の援護策が不十分
- (3)国の答弁
  - ①「満洲国」は「独立国家であるし、日本の主権は及ばない」
  - ②開拓民に戦局の悪化を知らせず・根こそぎ動員・「満洲の4分の3を放棄」などは、戦争遂行の作戦の一環であり、これを一概に非難することはできない
  - ③残留邦人を発生させたのは、条約を破棄して一方的に侵攻してきたソ連の責任
    - ・「まず軍関係者の家族から引揚げが開始されたについては、仮にこれが事実であったとしても、当時の状況からすれば非難に値しない」「開拓民を防御の手立てもないままソ連軍の攻撃と反日感情の高まった中国人の攻撃にさらし、更に極寒の環境の下に置き去りしたという点については・・関東軍がソ連軍侵攻を受けて敗走を余儀なくされ、国としても戦争に敗れ、昭和 20 年 10 月以降外交機能を停止にされた結果というほかない」
  - ③ 原告たちは帰国の意思がなかった(残留婦人訴訟では国の主張の中心論点)
  - ⑤出国であれ帰国であれ旅費は自弁が原則、国民が国に対し帰国旅費を請求する権利はない
    - ①～⑤で、「満洲国」を作り出し、その国策として人民を送り込み、その上棄民した、日本国の侵略戦争責任・戦後責任が本格的な俎上に
  - ⑥引揚措置は可能な限り十分行った(中国側の問題)
  - ⑦帰国旅費について親族が申請するのは合理性があり
  - ⑧「外国人」の入国は自由裁量だ・・条件付しても問題ない
  - ⑨一般の戦争被害者と同じで被害は受忍しなければならない
  - ⑩施策は十分している
- (3)⇒06 年 2 月 15 日東京地裁判決は、これらについて原告の主張をほぼ全面的に認めたが、違法とするには一步足りない
- (4)⇒神戸地裁判決(別紙判決要旨)帰国制限は違法、自立支援義務として請求認容

### 第3 二世三世の問題

基本的には援護策なし(同伴家族に対し一部)

祖国への帰国という一世(特に「残留婦人」はその心情強い)の来日と、二・三世の来日の経緯の違い  
一世のアイデンティティと二世、そして三世のアイデンティティの違い(国籍変更の問題も含む)

そうした狭間でゆれる二・三世

問題はこれも山積み

#### 1 二世三世の教育

略

#### 2 二世の国籍・女性差別と密接な関係

表2 中国帰国者二世の国籍

二世(出生時)	父(日本国籍)母(中国国籍)	母(日本国籍)父(中国国籍)	理由
1949年9月30日まで	日本国籍可	日本国籍可 (但し、右記を参照のこと)	父母の婚姻が有効とされず婚外子扱いで。但し、旧国籍法下で結婚が有効とされればその残留女性は日本国籍なしなので子どもも中国国籍
1949年10月1日～1964年12月31日	日本国籍可	中国国籍	1984年改正前の国籍法が父系主義で
1965年1月1日～	日本国籍可	日本国籍可	1984年改正の付則で、施行後3ヶ月以内(帰国がそれより遅い場合は帰国後3ヶ月以内)に届け出れば
1985年1月1日以降	日本国籍可	日本国籍可	1984年改正法で両系主義に

まさに性差別問題

(三世はほぼ二世の国籍できまる)

### 3 二世三世を含む家族の在留権問題・(2の国籍問題と連動)

上記表でわかるように、二世の一部は、中国国籍にしかかなりえない→女性差別が根本の原因

二世・三世の犯罪(あるいは配偶者等)・入管法24条で退去強制

入国に関しては、日中の口上書があるが、退去強制問題について中国国籍者は、法務省より、一般外国人と全く同じ扱いを受けている・深刻な問題に

※中国側・中国帰国者三世が犯罪を犯したとして、退去強制の問題が生じたとき、『残留邦人の日本への永住帰国は戦後処理の問題だ。中国政府は家族が再び別れ別れにならないように、邦人とその家族の日本への永住を認めた。定住を受け入れたのに、犯罪をおかしたから、中国に帰れというのはおかしい。彼等の生活基盤は日本にある。中国政府としては強制送還を受け入れることはできない』(1999年5月31日朝日新聞。「在日中国大使館の羅田広参事官兼総領事の話し」として引用されている)

※入管特例法により、在日韓国・朝鮮人は事実上退去強制がなくなっている。

※世界人権宣言(1948年)「家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」(16条3項)

国際人権規約(1966年国連総会採択・1974年8月に批准)

B規約「家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する」(23条1項)

B規約「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的若しくは不法に干渉され又は

名誉及び信用を不法に攻撃されない」(17条1項)「すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する」(同2項)

A規約10条(家族・母親・児童の保護)「できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである」(1項)、「保護及び援助のための特別な措置が、出生その他事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである」(3項)

子どもの権利条約(1994年5月批准)は、明文で親子分離を禁止(9条)